

監査公表第 1143 号

令和 6 年（2024 年）2 月 6 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	高	橋	克	朋
同	福	田	浩	太郎

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 6 年 1 月 30 日付け札総第 2028 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第 2028 号

令和 6 年（2024 年）1 月 3 0 日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥 様
同 愛 須 一 史 様
同 高 橋 克 朋 様
同 福 田 浩 太 郎 様

札幌市長 秋 元 克 広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和5年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和5年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(1) 屋外広告物許可申請手数料に関する事務を適正に行うべきもの 自家用広告物の手数料は、その表示面積から10㎡を差し引いた面積を基に算定するところ、差し引かず算定しているのがみられた。 今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。
＜指摘に対する措置＞ 係会議等を通じて、屋外広告物許可事務等取扱要領等の関係規程を確認し、算定にあたって細心の注意を払うとともに、係内で複数の職員による確認の徹底を行うなど、チェック体制の強化に努めて、適正な事務処理を行うこととした。 なお、元売業者から10㎡の控除は、小売業者から控除する旨の申し出があった場合は、口頭ではなく、申請書もしくは別紙で提出してもらうよう徹底する。	

監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／1 収入事務／(2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務を適正に行うべきもの 行政財産の目的外使用許可に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 携帯電話基地局等の設置にかかる使用料は、電気通信事業法施行令第8条に定める別表第1の3によるとされているが、別表第1の2により算定しているもの イ 自動販売機設置のための建物の使用許可を行う場合は、使用料に対して100分の110を乗じて得た額としなければならないところ、この加算が行われていないもの 今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認して再発防止に向けた対応策を検討したうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
＜指摘に対する措置＞ 当該使用許可にかかる事務処理を遡って調査したところ、残存する挙証書類により、平成28年度以降における算定について、同様の誤りが判明したため、直ちに相手方へ連絡を取り、平成28年度から令和4年度まで行政財産使用許可にかかる使用料の算定に誤りがあったことを説明した。 令和元年度から令和4年度分については消滅時効が適用されないため、令和5年度分の使用料の納付を例年と同様の12月頃に求める際に、4年間における過不足分について、令和5年度に徴収する金額と調整できるよう協議を行っ	

別紙

ているところである。

アについては、4年間で本来還付すべき額が1,480円あるため、協議が完了し次第、正しい使用料を記載した許可書を送付の上、令和5年度分の使用料1,500円と相殺し、所定の期限までに20円の徴収を行う。同様に、イについては、4年間における徴収額が6,084円不足しているため、令和5年度分の使用料17,160円と併せて、所定の期限までに23,244円の徴収を行う。

同様の誤りが今後も発生することを防ぐため、使用料の算定を行う際には、根拠となる規程を起案に添付し該当箇所の色付けをするなどして確認しやすいようにし、複数の職員がチェックしやすい体制を整えている。また、既存の「使用料・貸付料算定要領」について、誤りが発生しやすいポイントを抜き出すなどして独自に手引きを作成し、担当者が変更となる際には、それを後任に引き継ぐこととした。

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 同等品を取り扱う契約事務を適正に行うべきもの 同等品による入札を可とする契約事務について、以下の事例がみられた。</p> <p>(ア) 発注課が同等品での応札を了承しているとして、応札者から同等・規格確認書の提出がないにもかかわらず、同等品での入札を認めているもの</p> <p>(イ) 入札時に商品名等を記載した内訳書の提出を求めておらず、応札者が納品を予定している商品名等を把握することなく落札者を決定しているもの</p> <p>(ウ) 契約書に納品される商品名等が分かる書類の添付がなく、商品を特定せずに契約を締結しているもの</p> <p>これらは、契約担当者の理解不足や決裁過程における確認不足が原因であると考えられる。</p> <p>契約書で納品される商品名等を特定しなければ、契約後にトラブルが生じる可能性もあることから、今後は職員の理解を十分に深め、入札参加者に対して商品名等を記載した内訳書を提出させる、商品名を特定させて契約書を取り交わすなど、適正な契約事務に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

同等品での応札を認める場合には、必ず入札（見積）者から同等・規格確認書を提出させることとし、これにより確認した事実を発注課と契約係で共有することとした。

また、仕様書において商品名等が特定されていない場合（同等品での納品を認める場合を含む）には、入札（見積）者に、入札（見積）時、商品名等を記載した書面を提出させることとし、契約書にその書面を添付することとした。

以上のことについて、事務処理の手順を定め、関係課に通知することで周知を図った。

別紙

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 契約保証金の免除等を適正に行うべきもの</p> <p>水道幹線工事に伴う交通規制広報業務について、受託者は競争入札の参加資格を有していないにもかかわらず、札幌市水道局契約規程第25条第3号（契約実績）により契約保証金を免除されていた。</p> <p>本件では契約保証金を徴収するか、また免除するならば同号以外のいずれの号に該当するのかが検討が必要であるにもかかわらず、それが行われていなかった。</p> <p>今後は、契約保証金を免除する場合の根拠について慎重に検討するとともに、その証跡を保存されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>関係する係において、関係規程について周知徹底を図った。また、参加資格を有していない受託者の契約保証金の免除の有無については、免除する場合は、ほとんどが札幌市水道局契約規程第25条第7号を適用することになるが、その場合、履行しないこととなるおそれがないと判断した根拠を起案に明記することについて、併せて周知徹底を図った。</p>	
監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 個人情報取扱事務の委託を適正に行うべきもの</p> <p>個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書を取り交わさない場合であっても、「個人情報取扱注意事項」を受託者に交付することとされているが、これがなされていないのがみられた。</p> <p>個人情報は、札幌市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものであるから、契約事項として個人情報の保護について明示することにより、個人の権利利益が侵害されることがないようにしなければならない。</p> <p>なお、令和5年度からは、改正後の個人情報保護法が札幌市に適用されたことに伴い関係規程が改正されているため、取扱いについて改めて確認し個人情報保護の重要性を認識したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>令和5年1月の行政情報課長通知を受け、改めて個人情報保護の重要性を認識するとともに、令和5年度から改正される「個人情報取扱事務委託等の基準」等について令和5年3月に課内で確認。</p> <p>それ以降の契約事務においては、仕様書において「個人情報の取扱いに関する特記事項」を明記し、受託者より提出された「個人情報取扱安全管理基準適</p>	

別紙

合申出書」について、「個人情報取扱安全管理基準」に適合しているか「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」にてその適否の判断について所属長の決裁を受け、適正な個人情報の取扱い事務の実行に努めている。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 受託者から提出を受ける書類を適正に取り扱うべきもの 業務完了後等に提出を受けるべき完了届及び請求書を、契約締結時に事前に提出するよう指示を行い、担当者が日付を記載して事務処理を行っているものがみられた。 この事務処理については、会計室等から適正な事務執行に努めるよう、繰り返し注意喚起されているものである。 今後は、関係通知に基づき、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ着実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査の指摘を受け、関係通知等についてあらためて職員に周知するとともに、正しい事務処理を担当者に指導した。</p> <p>また、今後は役職者によるチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとしたい。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 受託者から提出を受ける書類を適正に取り扱うべきもの 業務完了後等に提出を受けるべき完了届及び請求書を、契約締結時に日付を記載せずに事前に提出するよう指示を行い、担当者が日付を記載して事務処理を行っているものがみられた。 この事務処理については、会計室等から適正な事務執行に努めるよう、繰り返し注意喚起されているものである。 今後は、関係通知に基づき、チェック体制の強化を図りながら、適正かつ着実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて、契約規則や契約事務ハンドブックを再確認して周知を図った。当該業務委託は他の業務委託同様、その都度関係書類を提出させるものとし、契約者へ分かりやすく説明を行い、適正な事務処理を行うこととした。</p>	

監査対象	子ども未来局子ども育成部
------	--------------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (ア) 仕様書で業務責任者を選任したときは書面で報告することとされているが、これが提出されていないのがみられた。 この事務処理については、令和元年度第1回定期監査時においてみられたものであり、適正に処理しているとの改善状況が報告されていたにもかかわらず、今回の監査でも改善がなされていなかったものである。 今後は、定期監査の結果とその改善策を組織的に情報共有するほか、仕様内容の見直しや確認体制の強化を図るなど、同様の誤りを繰り返すことのないよう努められたい。</p>
-----------------------	--

《指摘に対する措置》

本業務に係るチェックリストを作成し、事業者側が提出書類を確認できるよう仕様書に追加した。また、チェックリストを契約に係る起案に添付し、決裁に関わる全ての職員がその工程を確認できるようにし、組織的なチェック体制を構築した。

<p>監査対象</p>	<p>水道局総務部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (イ) 水道記念館来場車両等誘導警備業務仕様書では、受託者が業務従事者の健康診断結果に関する成績書を委託者に提出することとなっているが、一部の業務従事者の健康診断に関する成績書を徴していないのがみられた。 契約事務において、受託者に提出を求めている書類は、役務の適正な履行の確保のために必要なものであることを認識され、今後は、契約関係書類等について、十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

業務従事者の勤務状況と検査受検日等をリストで一元管理することで、従事者ごとに6か月が経過するタイミングを明確化し、受検結果の確認漏れを防ぐとともに、適切なタイミングで受託者へリマインドすることで受検漏れ、受検結果の提出漏れ、確認漏れが無いよう徹底する。

また、履行期間中に新たに業務従事者が増えた場合の健康診断の実施と受検結果の提出の必要性について仕様書に追記することで、業務従事者が追加された場合の取扱を明確化する。

<p>監査対象</p>	<p>中央区土木部</p>
-------------	---------------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (ウ) 役務契約において、仕様書等で提出を求めている書類が提出されていないものが複数みられた。 受託者に提出を求めている書類は、役務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査の指摘を受け、業務担当者に指摘事項の周知を図り、現時点で提出可能な文書は提出させるなど適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また、業務期間中に提出が必要な文書をリスト化したチェックリストを作成し、提出漏れがないよう徹底することとした。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>北区土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (ウ) 役務契約において、仕様書等で提出を求めている書類が提出されていないものが複数みられた。 受託者に提出を求めている書類は、役務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに受託者に必要書類の提出を求め、提出された書類の確認を行った。</p> <p>また、係会議等を通じて関係する職員に対して、契約約款等に定める提出書類の確認を徹底し、併せて過去の監査での指摘事項を改めて周知した。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>西区土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの (ウ) 役務契約において、仕様書等で提出を求めている書類が提出されていないものが複数みられた。 受託者に提出を求めている書類は、役務の適正な履行の確保のため必要なものであることを認識され、今後は、契約関係書類等について十分に確認のうえ、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>提出書類の不足については、役務の履行・検査時に仕様書の再確認をするとともに、成果品については複数職員によるチェックにより適正な事務処理を行</p>	

別紙

い、再発防止を徹底することとした。

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>オ 受託者に提出を求めている書類を確認すべきもの</p> <p>(エ) 業務着手届について、提出日付を削った後にゴム印で日付が記載されていたものが提出されているが、そのまま受理していた。事後に疑義が生じないように、提出書類は十分に確認のうえ、不備があった場合には受託者に補正又は再提出を依頼されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>受託者からの提出書類の受領時に、事後に修正を加えたと疑われる痕跡がないか確認し、疑義のある場合は再提出を求めるなど、第三者に誤解を与えることの無いように徹底することとし、課内会議で周知徹底を図った。</p> <p>また、書類の記載事項に疑義が無いことを確認するよう業務委託チェックリストに明記し、人事異動があった場合でも事務の正確性を確保できるようにし、課内の決裁各段階でも当件の確認を徹底することとした。</p> <p>今後は法令遵守や適切な事務処理を徹底するよう、業務着手時に受託者への注意喚起をする。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>カ 健康診断に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>水道法第21条に基づいて、浄水場等で勤務する者に健康診断を受診させ、その記録を作成し保存することとなっている。</p> <p>白川浄水場の沈殿池の清掃を業者へ委託しているが、健康診断の受診結果の提出を受けていないにもかかわらず業務に従事させた者や、業務日誌に従事者名の記載がないために受診済みであるかを書面上確認できない者がみられた。また、浄水担当部長への健康診断の結果報告が一部漏れていた。</p> <p>今後は、健康診断に関する適正な事務の執行に努めるとともに、組織としてのチェックが十分に機能するよう体制の見直しを図られたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、適正な事務手続きを行えていなかった事項に関しては、以下のような改善策を講じることで、再発防止を図ることとした。</p> <p>(改善策)</p> <p>○チェックリストの活用</p> <p>・これまでは、受託者の健康診断受診対象者の確認は、業務着手時及び業務従事者の変更時のみ行っていたが、今後は業務従事者名簿等が提出された時</p>	

別紙

点で、業務従事者チェックリストを作成し、診断結果書が提出された時点で、チェックリストの健診結果報告欄に各々の日付を入力する。

- ・これにより、業務従事者名簿には記載されているが診断結果書の提出がない者が業務に従事することを防ぎ、次回の診断結果書提出予定時期の確実な把握が可能となる。

- ・さらに、受託者より提出された業務日誌等に基づき、チェックリストの業務従事日を確認していくことで、業務に従事している者が診断を受けたことを確認することができる。

○受託者への指導

- ・受託者に対し業務着手時には健康診断の受診と報告の流れについて、共通仕様書、健康診断の手続きの流れを示した資料を使用し注意を喚起する。

- ・それに加え、再委託等により下請事業者がある場合を想定し、再委託承諾書と合わせて関係文書（共通仕様書から健康診断関係を抜粋）も交付し、受託者に対し、下請事業者の健康診断受診の徹底とその確認について指導する。

○文書管理と報告

- ・これまでは紙のみであった診断結果書の保存方法を今後はデータ化して専用のフォルダへ保存することで、確実な文書管理方法を行う。

- ・診断結果書の水道技術管理補助者への報告方法として、これまで紙面による課内決裁後に報告書を送付していたものを、電子決裁に変更することで、一連の決裁処理の流れを明確化する。

○統括課の確認

- ・また、浄水担当部の統括部署である施設管理課は、浄水担当部各課の該当する業務等の一覧表を作成し、決裁時に報告書提出の有無を確認するとともに、対象業務等ごとにチェックリストで確認する。

- ・さらに、施設管理課において、年度当初に対象課へ健康診断受診について文書通知し、各課における啓発に努める。

○局としての取り組み

- ・令和5年8月28日に監査講評調書とともに総務部長名で通知文（札水総第660号）を各部課長へ送付し、別添講評調書の部内共有や組織としてのチェック体制の検証を行うとともに、「基本的なことを疎かにしない」組織風土の確立を図り、同様の誤りの再発防止に努めることを依頼した。

- ・加えて、令和5年10月4日に関係部課長会議を実施し、今後の対応について方針の周知と意識の共有を行うとともに、後日、一般職員及び係長職を対象とした、役務・物品購入等事務に関する局内研修を実施することを周知した。

監査対象	中央区土木部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの キ 業務で使用する材料の授受を適正に行うべきもの (ア) 業務で使用する材料の授受に当たり、受託者と仕様書で定められた書面による確認を行っておらず、出納管理が適切に行われていないのがみられた。
---------------	--

《指摘に対する措置》

監査の指摘を受け、業務担当者に指摘事項の周知を図り、適正な事務処理を行うよう指導した。

更に、今後も引き続き適正な事務処理を行うため、当部で独自に作成している作業マニュアルに本事案を記載し、再発防止を徹底することとした。

監査対象	北区土木部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの キ 業務で使用する材料の授受を適正に行うべきもの (イ) 業務で使用する材料の授受に当たり、仕様書で定められた業務開始時の材料支給通知書による材料支給、業務終了時の支給材料返納届による支給材料の精算について、書類がなく確認できないのがみられた。

《指摘に対する措置》

係会議等を通じて、仕様書の通り精算を行うこととし、細心の注意を払い、係内で複数の職員による確認の徹底を行うなど、チェック体制の強化に努めて、適正な事務処理を行うこととした。

監査対象	北区土木部
監査委員の 指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの ク 契約金額改定等の事務を適正に行うべきもの (ア) 役務契約において、指示した業務量が当初の想定を超えたため、増額分について支出負担を追加する必要が生じたが、所定の決裁を経ることなく支出しているのがみられた。 正式な手続きを経て決定された支出負担行為なくして、支出命令を発することはできないものであり、今後は、適正な事務の執行に努められたい。

《指摘に対する措置》

係会議等を通じて財務経理ハンドブックや会計規則等の関係規程を、再確認して周知を図った。

また、担当職員による徹底した確認のほか、決裁者も確認を徹底するなど、複数の職員による適正な事務処理を行うこととした。

監査対象	総務局職員部
------	--------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの ク 契約金額改定等の事務を適正に行うべきもの (イ) 産業廃棄物の収集運搬業務等において、履行中に当初の数量を大幅に上回ったにもかかわらず、増加分について、あらかじめ追加の支出負担行為や契約改定等適切な事務処理を行わないまま履行検査で合格としているものがみられた。 これらは、業務中における数量の把握が不十分で、履行検査においても数量の確認を怠っていたものであり、不適正な事務処理と言わざるを得ない。 今後は、契約事務についての認識を改め、関係規程等について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》 再発防止に向け、契約事務ハンドブックや物品・役務契約Q&Aについて今回の指摘事項の内容に係る部分を部内庶務担当者へメールで周知した。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>中央区土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの ク 契約金額改定等の事務を適正に行うべきもの (ウ) 単価契約に基づく指示による業務発注について、指示内容が変更されているにもかかわらず、契約金額の改定等を行っていないものがみられた。 これは業務の変更前後の委託費に大きな差異がないことを理由として行われているが、この判断そのものが不当である。 こうした事務は、当該業務の変更に対する必要性及び妥当性の判断が組織的に行われないこと、完了検査時に不備があった場合に必要な措置を行えないリスクが生じることなどから極めて不適正と言わざるを得ない。 今後は、契約事務の基本に立ち返り、履行状況を適切に把握のうえ必要に応じて契約金額の改定等を行うなど、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》 監査の指摘を受け、業務担当者に対し、今後は業務の履行状況を適切に把握した上で、数量の変更がある場合は必要に応じ契約変更等を行うよう周知し、適正な事務処理の執行を徹底した。 また、業務完了時の決裁者や完了検査の検査員も数量変更等の有無について確認することとし、チェック体制を強化した。 加えて、人事異動があった際には再度周知を図り、再発防止を徹底することとしたい。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>西区土木部</p>
-------------	--------------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの ク 契約金額改定等の事務を適正に行うべきもの (ウ) 単価契約に基づく指示による業務発注について、指示内容が変更されているにもかかわらず、契約金額の改定等を行っていないものがみられた。</p> <p>これは業務の変更前後の委託費に大きな差異がないことを理由として行われているが、この判断そのものが不当である。</p> <p>こうした事務は、当該業務の変更に対する必要性及び妥当性の判断が組織的に行われないうこと、完了検査時に不備があった場合に必要な措置を行えないリスクが生じることなどから極めて不適正と言わざるを得ない。</p> <p>今後は、契約事務の基本に立ち返り、履行状況を適切に把握のうえ必要に応じて契約金額の改定等を行うなど、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
-----------------------	---

《指摘に対する措置》

指示書業務において、数量の変更が生じた場合は、速やかに契約変更の事務手続きを進めるとともに、業務完了時の決裁者や完了検査の検査員も数量変更等の有無について確認することとし、チェック体制を強化した。また、受託者に対しては、当初数量の変更が生じた場合は契約変更する旨、業務着手時に事前説明することに改善したところである。

更に、指示書業務に関する契約約款条項を再確認するとともに、契約約款を遵守する旨の研修を実施したところである。今後も適正な事務処理を行うため、定期的に研修を実施し、再発防止を徹底することとした。

<p>監査対象</p>	<p>水道局総務部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(1) 契約に関する事務を適正に行うべきもの ケ 業務の履行確認及び検査等を適正に行うべきもの 委託業務の履行検査に当たっては、報告書等の成果品を、仕様書等と照合し、適切に履行がなされているかを確認しなければならないが、札幌市水道局職員健康管理業務において、業務の一部が不履行のまま検査合格とし、支払いを行っていた。</p> <p>履行確認・検査等は、内容が契約に適合しているかどうかを確認するために行うべきものであることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後の改善策として、労基署からの通知を待たずに、受託者に対し報告書作成作業の進捗管理を行うこととし、担当者の引継書にもその旨を記載した。さらに、履行検査時においては、業務委託チェックリストを用いた履行内容の個別具体的な確認を徹底することとした。

なお、定期健康診断結果報告書及び心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書は労基署へ提出済みである。

別紙

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付欄に記載される交付者は給水部の担当職員であるべきところ、産業廃棄物の保管を受託している事業者の職員名で記載されていたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は交付者の記載欄に当課の職員名を記載する。</p> <p>また、再発防止策として今年度以降産業廃棄物管理票を交付する際には当課職員が2名で立会うこととし、記載に誤りがないことを確認する。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 体積と重量が一致するとの確認がなされないまま履行確認を終えていたもの</p> <p>弁室清掃等の後に発生する産業廃棄物の処理について、その重量に応じて支払う旨の契約を交わしていた。収集運搬業者から10.0（体積）と報告を受けた後、業務完了届と合わせて提出された実施報告書には1,000kg（重量）との報告がなされていた。しかし、計量伝票の添付がないため、体積と重量が一致するとの確認がなされていなかった。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>仕様書内提出書類として、計量伝票を追加することとし、提出された業務完了結果報告書、マニフェスト及び計量伝票により廃棄量を確認のうえ、検査を行うこととした。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>産業廃棄物処理に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ウ 2か所の弁室清掃後に排出された産業廃棄物を1台の車両で収集運搬したにもかかわらず、産業廃棄物伝票（計量伝票）が2枚に分割されたものをそのまま受領し、履行確認を終えていたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘内容については課内周知を行い、業務完了時には内容調書及び産業廃棄</p>	

別紙

物伝票（計量伝票）等のチェック体制の強化を図るとともに、適正な事務処理に努めていくこととした。また、業務委託の制度を正しく理解し、たとえ同一業者が受託した場合であっても、それぞれの業務について確実に履行するよう受注者に指導する。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの エ 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、委託金額の多寡にかかわらず、契約書を取り交わすことなどが法令等により義務付けられているが、これを行わずに単価契約に基づく指示のみで役務契約を行っているもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査の指摘を受け、業務担当者に指摘事項及び関係法令の周知を図るとともに、環境局作成の「産業廃棄物ガイド」を確認すること等により、産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>今後は、業務の施工伺いの際に決裁者が産業廃棄物処理委託契約の有無について確認するようチェック体制を強化することとし、再発防止を図っていく。</p> <p>さらに、今後も引き続き業務担当者および受託事業者が適正な事務処理を行うため、業務委託の仕様書の改定についても関係部局と協議を進めているところである。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの エ 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、委託金額の多寡にかかわらず、契約書を取り交わすことなどが法令等により義務付けられているが、これを行わずに単価契約に基づく指示のみで役務契約を行っているもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて、関係する職員に対して改めて関係法令の周知を行ったほか、産業廃棄物処理費が計上されている業務については、施工伺いの際に決裁者が産業廃棄物委託契約の有無について確認することとした。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの エ 産業廃棄物の収集運搬・処分を委託する際は、委託金額の多寡にかかわらず、契約書を取り交わすことなどが法令等により義務付けられているが、これを行わずに単価契約に基づく指示のみで役務契約を行っているもの
<p>《指摘に対する措置》</p>	

別紙

産業廃棄物処理については、関係法令を再確認するとともに、業務の履行に際し関係法令を遵守する旨の研修を実施したところである。今後も適正な事務処理を行うため、業務の施工伺いに対し、決裁者が産業廃棄物処理委託契約の有無について確認するようチェック体制を強化するとともに、定期的に同研修を実施し、再発防止を徹底することとした。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者と契約書を取り交わしていたが、これに係る契約締結伺がされていないもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査の指摘を受け、業務担当者に指摘事項の周知を図り、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>今後は、業務の施工伺いの際に決裁者が産業廃棄物処理委託契約の有無について確認するようチェック体制の強化を図り、再発防止を徹底することとした。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者と契約書を取り交わしていたが、これに係る契約締結伺がされていないもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて、関係する職員に対して契約締結時には契約締結伺による意思決定が必要という、基本的な事務取扱を周知し、産業廃棄物処理委託契約書の契約締結に先立ち、事前に契約締結伺を起こすことを徹底した。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの オ 受託者と契約書を取り交わしていたが、これに係る契約締結伺がされていないもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指示書業務においては、業務契約締結後に、受託者と産業廃棄物委託契約締結の有無について確認するとともに、産業廃棄物委託契約締結後は供覧を行うなど改善をしたところである。</p> <p>また、産業廃棄物処理についての関係法令を再確認するとともに、業務の履行に際し関係法令を遵守する旨の研修を実施したところである。今後も適正な事務処理を行うため、定期的に同研修を実施し、再発防止を徹底することとした。</p>	

別紙

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの カ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の「事業者（排出者）」欄に委託者名ではなく受託者名が記載されており、その原本ではなく写しのみが保管されているもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて関係する職員に対して、改めて関係法令の周知を行ったほか、産業廃棄物の排出事業者及びマニフェストの記載について確認することとした。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(2) 産業廃棄物処理に関する事務を適正に行うべきもの キ 業務の一部を再委託する場合は、やむを得ない場合に法令等で定める再委託基準に従い事前に書面による承認を得ることと定めているが、この承認がないまま再委託が行われていたもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指示書業務に関する契約条項を再確認するとともに、業務の履行に際し契約約款を遵守する旨の研修を実施したところである。今後も適正な事務処理を行うため、定期的に同研修を実施し、再発防止を徹底することとした。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／2 支出事務／(3) 業務委託費の積算の検証を適正に行うべきもの 河川管理者が1級河川雁来川改修工事を行うに当たり、水道局は所有する水道管の移設を行い、それに伴って費用補償等を定めた移設補償協定書が締結され、河川管理者に請求する補償額等が定められている。 本件において、並行して行われる他局の工事で警備員が配置されるため、水道局による警備員の配置は不要だったが、担当者が委託期間中に交代した際の引継ぎが不十分であったこと及び関係者との現地打合せを欠いたことにより、警備員を配置させて業務を行っていた。また、その経緯が上司に報告されないまま、受託者には警備員の費用分を含めて業務委託費を支払う一方、河川管理者への請求ではその額を控除するといった対応がなされていた。 今後は、業務委託費の積算から河川管理者への請求過程において、適切な報告及び相談の励行、事務処理の検証に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>移設工事の補償を行う場合には、下水道河川局工事発注課と事前協議を行い協議メモを作成し双方で確認を行っているが、今回のケースは施工者を含めて</p>	

別紙

の現地事前打合せが無かった事、打合せ協議メモを作成し双方で確認をしていなかったこと、条件変更判明時に再協議を失念したことが原因である。

今後は、必要に応じ関係者間での現地事前打合せ、条件変更発生時の協議及び協議メモの作成を徹底し、双方での確認、上司への報告及び確認を確実に実施し事務処理を行うこととする。

また、他局との工事がある際は、事前に係打合せにて上記の内容を周知することとした。

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 関係規程に基づいた処理を行うべきもの</p> <p>支出に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 資金前渡補助職員の任命根拠を明確にすべきもの</p> <p>有料駐車場利用料金を扱う資金前渡職員が長期不在となったため、当該職務を代理する資金前渡補助職員を任命して職務を行わせていたが、当該補助職員を任命する根拠となる規程が整備されていなかった。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>有料駐車場利用料金を扱う資金前渡職員の長期不在時に、当該職務を代理する資金前渡補助職員を各課長が任命する根拠規定を整備するため、令和5年9月12日に、「有料駐車場の利用方法及び利用料金の支払方法について」の取扱要領を改正（施行日：令和5年10月1日）した。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(4) 関係規程に基づいた処理を行うべきもの</p> <p>支出に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>イ 小額役務の履行検査報告を物品等検査報告書で行うことの根拠を明確にすべきもの</p> <p>小額役務の履行検査報告は、水道局物品・役務契約等事務取扱要領に定める役務履行検査報告書によらず物品等検査報告書で行うことができる扱いとしているが、その根拠となる規程が整備されていなかった。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>現状の取扱いに合わせて、小額役務の履行検査報告を物品検査報告書で行うことができるように、札幌市水道局物品・役務等契約事務取扱要領を改正した。</p>	

監査対象	北区土木部
------	-------

別紙

監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>会計年度任用職員の間外勤務について、勤務した時間を誤って計算し、間外勤務手当が過大に支給されているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>
---------------	--

《指摘に対する措置》

直ちに過大支払の調査を開始し、過払分の戻入事務を進め、該当者への説明も行うなど、戻入手続きを実施した。

係会議等を通じて、人事給与ハンドブックや給与等に関する条例等の関係規程を、再確認して周知を図った。

また、担当職員による徹底した確認のほか、決裁者も確認を徹底するなど、複数の職員による適正な事務処理を行うこととした。

監査対象	西区土木部
監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 支出事務／(5) 会計年度任用職員の手当支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>会計年度任用職員の間外勤務について、勤務した時間を誤って計算し、間外勤務手当が過大又は過少に支給されているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、関係規程等の理解不足に起因すると考えられるが、今後は、同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

会計年度任用職員の間外勤務手当については再計算を行い、令和5年8月に過年度の還付及び戻入を行った。

また、関係職員に対し指摘事項及び関係法令等の周知・徹底を図るとともに、適正な事務処理を行うため、会計年度任用職員給与計算システムへの入力時に決裁を経るなど、複数職員によるチェックを導入し、再発防止を徹底することとした。

監査対象	北区土木部
監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(1) 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>所管する公有財産については、少なくとも年1回以上は現地調査を行い、その状況及び処理経過を公有財産実地管理記録調書に記録し、また、管理上適切を欠くものについては必要な措置を講ずることとされているが、所管する土地と建物の一部について、現地調査の記録が存在しなかった。</p> <p>現地調査に基づく調書への記録は、公有財産を常に良好な状態で管理するために必要であることから、関係規程等に基づき適正</p>

別紙

	な事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに管理記録調書を作成した。</p> <p>係会議等を通じて、公有財産管理要領等の関係規程を、再確認して周知を図った。</p> <p>また、適宜、係内で所管する財産の情報共有を図るなど、複数の職員による適正な事務処理を行うこととした。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(2) 固定資産の管理等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>固定資産の管理において、以下のとおり不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 各課で保管する固定資産が固定資産整理簿に登録されていないもの</p> <p>イ 各課で保管する固定資産が固定資産整理簿には登録されているが、固定資産台帳には登録されていないもの</p> <p>ウ 固定資産台帳に登録されている固定資産の所管課及び存否が不明となっているもの</p> <p>これらの事例は、固定資産の管理に対し組織的なチェック機能が働いていなかったこと及び固定資産台帳と固定資産整理簿の内容（名称、番号、取得年月日、取得金額、所管課等）を一致させる仕組みがないことに起因すると考えられる。</p> <p>今後は、固定資産所管課が定期的に固定資産整理簿と固定資産の確認を行い、その結果を財務課に報告させる等の措置を講じるとともにチェック体制の強化を図るなど適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>固定資産の管理に関するマニュアルを改定し、各課に周知を行った。</p> <p>また、固定資産台帳に登録されている「工具、器具及び備品」及び「車両運搬具」について、所管課を調査のうえ、固定資産台帳に現在の所管課を掲載したうえで、固定資産台帳データを各課と情報共有を行った。</p> <p>さらに、財務課長から各課長に対し、各課で保有する固定資産が、固定資産整理簿に適正に掲載されているか調査を行った。</p> <p>今後は、毎年、財務課から各課に対して、固定資産の適正管理を促す連絡を行う予定である。</p>	

監査対象	水道局給水部
------	--------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(3) 占用物件の継続申請を適正に行うべきもの 緊急貯水槽の設置、水道管の埋設などを行うに当たり、土地などに対する使用又は占用の承認を得る申請を行っている。その継続申請について、申請者である給水部が行わずに申請先である区土木部が手続きをしたもの、また、占用物件の継続申請が行われていないものが複数みられた。 今後は、申請期日の管理を徹底するなど適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>この度の指摘により、申請リスト表において的確に申請時期を判断できるよう見直しを行い、さらに毎日担当及び係長職が申請リスト表を確認することとし、申請漏れが無くなるよう改善した。</p> <p>また、その対策を引継書に記載することとし、職員の異動後も同様の確認がされるようにする。</p> <p>今後は、満了時期を迎えた占用物件について、申請リスト表を確認することにより当課において申請書類を作成し申請することとする。</p> <p>なお、申請漏れのあった案件については、速やかに申請手続きを行った。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>総務局職員部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(4) 備品及び借受物品の出納管理に関する事務を適正に行うべきもの 備品及び借受物品の出納管理に関する事務について、以下のとおり不適正な事例が多数みられた。 ア 備品出納簿において、購入された備品や借受物品が記載されていないものや数量欄の記載を誤っているもの イ 備品使用簿において、使用印が押印されていないものや現在在籍していない職員が記載されているもの これらの事務処理については、「事務の状況確認シート」等による自主点検により判明していたものもあるが、改善がなされていなかったものである。 多忙を理由とする備品の出納管理等に係る管理の形骸化は、事故等の発生リスクを増大させる恐れがある。 今後は、関係規程等について理解を十分に深めるとともに、適切な事務の管理手法を組織的に検討するなど、今後同様の誤りを繰り返すことがないよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>従前の備品出納簿・備品使用簿は現在の使用状況と乖離しており、引き続き使用することが困難なため、現在の職員部の備品の使用・保管状況を確認し新しい備品出納簿・備品使用簿を作成した。</p> <p>職員部では過去に何度か備品出納簿・備品使用簿を作成し直しているが、その度に記載漏れにより帳簿をあるべき状況に保てなかった。そのため、今回は備品管理のマニュアルを作成し、年2回（年度末と人事異動後）に備品の保管・</p>	

別紙

使用状況を確認することを定め、記載が漏れた場合でも定期的に更新できるようにした。本マニュアルは職員部内にイントラメールにより周知済であり、年2回の定期確認の際にも都度周知する予定である。

今後は備品の管理を徹底し、適切な運用を心がけたい。

監査対象	水道局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(5) 不用品の売却手続きを適正に行うべきもの</p> <p>各課から引継ぎを受けた水道資材以外から生じた不用品は、用品企業出納員（総務課長）が売却等の手続きをすると札幌市水道局会計規程に規定されているにもかかわらず、水道資材から生じた不用品の売却等を行う材料企業出納員（給水課長）に当該手続きを委ねていた。</p> <p>規定類を正しく理解しないまま、事務効率化を優先させたことにより生じた誤りであるが、今後は規定どおりに正しく運用されているかを検証し、必要に応じて規程を見直すなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、給水課（材料企業出納員）と改めて札幌市水道局会計規程の確認を行った。また、今後は各課から引継ぎを受けた水道資材以外から生じた不用品について、総務課（用品企業出納員）が売却手続きを行うこととし、これまでの事務手続きを是正し、札幌市水道局会計規程に基づいた事務手続きを行うこととした。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(6) 工事の支給材料の管理を適正に行うべきもの</p> <p>工事に当たり、必要な材料を管工事仕様書等に基づいて施工業者に支給している。給水部の資料では、支給材料の数量と受入材料の数量が一致しておらず、その確認を怠っていたもの、施工現場で材料が不足した際に業者が一時的に立て替えたものなどが散見された。</p> <p>今後は、材料の品質の確保及び受払いの明確化のために、支給材料に関する適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>工事主任が材料受払簿と施工図および貯蔵品出庫要求書を適宜照合し、施工に必要な貯蔵品について確実に在庫していることを確認することとした。</p> <p>また、材料受払簿の記載方法について、「管工事仕様書」の「受払簿記載要領」に基づいた研修を行った。</p>	

監査対象	水道局給水部
------	--------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／3 財産管理事務／(7) 貯蔵品の評価損に関する事務を適切に行うべきもの 貯蔵品の管理については、業者に委託し、劣化及び長期滞留しているものを毎年報告させている。 貯蔵品の品質低下、減耗等が生じているものはもとより、在庫数が固定化しているものはより早急な評価損の計上が求められる。しかしながら、評価損を計上する基準が不明瞭であり、また、その予算が不足していることから、業者の報告を受けたもののうち、一部の費用計上が行われていない状況である。 今後は、貯蔵品の評価損を計上する明確な基準を設け、関係部署と情報共有して適切な事務の執行に努められたい。</p>
-----------------------	---

《指摘に対する措置》

監査委員の指摘を踏まえ、今後、評価損については、委託先業者からの報告を踏まえ、翌年度に処分が必要となる見込み額を予算要求することとし、報告を受けた材料を定期的なサイクルで処分できるよう運用を変更する。

評価損を計上できていなかった貯蔵品については、改めて計上した上で今年度中に処分する。

<p>監査対象</p>	<p>水道局給水部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 公印使用に関する事務を適正に行うべきもの 公印使用に関する事務において、以下のように不適正な事例が見られた。 ア 公印使用簿を備えていないもの イ 公印使用簿への押印数や審査日の記載がないもの ウ 公印管理責任者等の承認を受けることなく公印が使用されているもの</p>

《指摘に対する措置》

令和4年10月まで公印使用簿を備えていなかったが、同年11月より公印使用簿を備え、使用簿への記入について課内職員に対し周知し、管理責任者の審査（承認）を受けて公印を使用している。令和5年度についても引き続き公印使用簿を備えている。

<p>監査対象</p>	<p>中央区土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 公印使用に関する事務を適正に行うべきもの 公印使用に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 公印管理責任者等の承認を受けることなく公印が使用されているもの</p>

《指摘に対する措置》

監査の指摘を受け、公印使用の取扱いについてあらためて職員に周知するとともに、管理責任者等に対して押印の際の原議の照合について注意喚起を行っ

別紙

た。

また、今後の人事異動等への対応として、毎年1回以上は規程の周知及び注意喚起を行い、再発防止を徹底することとしたい。

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 公印使用に関する事務を適正に行うべきもの 公印使用に関する事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 公印管理責任者等の承認を受けることなく公印が使用されているもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて関係する職員に対して、公印の取扱いに関する規程及び関連する通知の内容を改めて周知し、適正な事務処理を行うこととした。</p>	

監査対象	西区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(1) 公印使用に関する事務を適正に行うべきもの 公印使用に関する事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ウ 公印管理責任者等の承認を受けることなく公印が使用されているもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>公印使用の取扱いについては、業務担当者に指摘事項及び関係法令の周知を図るとともに、管理責任者等に対して押印の際の原議の照合を行うなど、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また、産業廃棄物委託契約締結伺いがなく誤った公印使用を行った業務の発注と公印使用に関する規則・規程を理解するための研修を実施し、公印の適切な管理及び使用手順の遵守を行い、再発防止を徹底することとした。</p>	

監査対象	建設局総務部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(2) 公文書の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの 公文書の取扱いに関する事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。 ア 支障物件調査業務の一部の業務委託において、受託者から提出された作業計画書を廃棄していたもの
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>監査指摘後、他業務において関係書類が適正に管理、保管されていることを確認し、速やかにメールや会議等を活用して関係職員間で情報を共有し、公文書管理の重要性について職員の意識向上を図った。今後、公文書が適切に管理されていることを確認することと併せて職員への周知を定期的に行っていく</p>	

別紙

こととする。

また、今後の管理にあたり、業務完了時に当該資料を原議に綴り一括した管理を行うよう徹底し、かつ、担当者、検査者のチェックリストにも項目を追加することとした。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(2) 公文書の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの 公文書の取扱いに関する事務について、以下のとおり不適正な事例がみられた。 イ 役務契約において、受託者より提出された報告書を紛失していたもの
《指摘に対する措置》 監査の指摘を受け、成果品の保管棚を増設するなどし、個人の机上で行わないよう保管方法を改善した。 今後は、提出物の適切な取り扱いを徹底するとともに、仕様書に記載のある報告書や報告事項についてのチェックリストを作成するなど、再発防止に取り組んでいきたい。	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項／4 行政運営事務／(3) 私設街路灯引継の事務を適正に行うべきもの 私設街路灯の引継ぎについては、私設街路灯引継要綱により、区長の決裁を受けて引継ぎの適否を決定できるとされているところ、部長決裁にて決定されており、また、同要綱に定められた申請者への内定通知書による通知を行わず、申請者が電力会社に対して行う必要な手続きを、特段の同意等がないまま、土木部において代理で行っているのがみられた。 こうした事務処理は、関係規程等の理解が不十分であったことに起因すると考えられるが、今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 係会議等を通じて、区長決裁については、区長決裁欄付きの様式を作成し、必ず区長の決裁を得ることとした。 また、特段の同意のないまま、申請者（町内会等）の代理で手続きを行っていたことについては、申請書若しくは別紙で代理手続きの申出書を提出してもらい、承諾したうえで土木部において手続きを行う。申し出の無いものは、申請者へ分かりやすく説明を行う。 なお、係内で複数の職員による確認の徹底を行うなど、チェック体制の強化に努めて、適正な事務処理を行うこととした。	

別紙

(2) 令和5年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 設計書の作成を適正に行うべきもの</p> <p>今回監査した土木工事において、コンクリートがらの処分費を算出するに当たり、コンクリートがらの設計数量を重量の単位から体積の単位に置き換える際に換算される数量と異なる数値を入力して設計書を作成している事例がみられた。</p> <p>担当職員が数値を入力する際の確認不足及び検算審査が不十分なことが原因と考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、設計及び検算審査の各段階におけるチェック機能を強化するなどの再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>当初設計及び設計変更時において設計者が設計図書の整合性を確認することはもとより、検算者、審査員及び決裁者においても確認の意識を習慣付け再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、本事例は部内周知のほか、各種会議を通じて関係部署に情報共有を行っている。</p>	

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) クレーン作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「クレーン等安全規則」等では、クレーンによる作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないこと、直接つり荷に触れて作業してはならないことが定められている。</p> <p>今回監査した工事において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 労働者がつり上げられている荷や伐採木の下で作業を行っていたもの</p> <p>イ 労働者が直接つり荷に触れて作業を行っていたもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>受注者に対して、現在行っている工事着手時の啓発文書の発行に加え、施工計画書の提出時や定例会議などにおいても安全周知を行い、現場代理人の安全意識を向上させる指導を行っている。また、工事担当者においては、工事安全に関する研修を行い、安全パトロールや工事監査での指摘事項を課内会議等で共有し、安全意識を高めることで再発防止に努めている。また、安全パトロールの安全管理チェックリストを改訂し、人事異動があった場合でも適切な安全管理が行えるようにした。</p>	

監査対象	豊平区土木部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) クレーン作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「クレーン等安全規則」等では、クレーンによる作業を行う場合には、つり上げられている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないこと、直接つり荷に触れて作業してはならないことが定められている。</p> <p>今回監査した工事において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 労働者がつり上げられている荷や伐採木の下で作業を行っていたもの</p>
---------------	---

＜指摘に対する措置＞

施工計画書において施工手順を確認しておりましたが、改めてクレーン等安全規則を遵守するとともに、下請業者を含めた作業前ミーティング等により、作業員の安全な退避位置を現場状況に応じて定める等、安全確保の徹底を周知するよう指示する。

また、監督員は現場にて作業実施状況の確認、指導を実施する。

本事例は部内周知のほか、各種会議を通じて関係部署に情報共有を行っている。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「労働安全衛生規則」等では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(*)を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した工事において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 労働者が当該器具を使用せずに屋上防水の改修作業を行っていたもの</p>

＜指摘に対する措置＞

受注者に対して、現在行っている工事着手時の啓発文書の発行に加え、施工計画書の提出時や定例会議などにおいても安全周知を行い、現場代理人の安全意識を向上させる指導を行っている。また、工事担当者においては、工事安全に関する研修を行い、安全パトロールや工事監査での指摘事項を課内会議等で共有し、安全意識を高めることで再発防止に努めている。また、安全パトロールの安全管理チェックリストを改訂し、人事異動があった場合でも適切な安全管理が行えるようにした。

監査対象	清田区土木部
------	--------

別紙

監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(2) 高所作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「労働安全衛生規則」等では、事業者は、高所作業を行うときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した工事において、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>イ 高所作業車の作業床上の労働者が当該器具を使用せずに樹木の伐採作業を行っていたもの</p>
---------------	---

《指摘に対する措置》

高所作業車を使用する工事がある場合は、現場着手前の工事安全管理現場委員会等の機会に、受注者に対して適切な安全措置を取るよう指導を行い、再発防止に努める。

また、部内周知に加え、10区土木部関係会議で議題とし、知識の共有化を図ったところである。

監査対象	環境局環境事業部
監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(3) 荷の搬入作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「労働安全衛生法」に基づき定められた「労働安全衛生規則」等では、荷役・運搬機械を使用する作業における安全確保について、労働者に、保護帽等の保護具を着用させることなどが定められている。</p> <p>今回監査した建築工事において、労働者が保護帽を着用せずにクレーンでの荷の搬入作業を行っている事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がることが懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

受注者に対して、現在行っている工事着手時の啓發文書の発行に加え、施工計画書の提出時や定例会議などにおいても安全周知を行い、現場代理人の安全意識を向上させる指導を行っている。また、工事担当者においては、工事安全に関する研修を行い、安全パトロールや工事監査での指摘事項を課内会議等で共有し、安全意識を高めることで再発防止に努めている。また、安全パトロールの安全管理チェックリストを改訂し、人事異動があった場合でも適切な安全管理が行えるようにした。

監査対象	清田区土木部
------	--------

別紙

<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(4) 特殊車両の通行手続を確認すべきもの</p> <p>「道路法」では、「車両制限令」に定める一般的制限値を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路の管理者に対して通行の許可又は通行経路の確認の回答を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、特殊車両に該当する自走式建設機械が保管場所から工事現場までの間の道路を通行するために必要な許可等を受けていない事例がみられた。</p> <p>受注者の特殊車両の通行手続に対する認識不足が原因と考えられるが、発注者も受注者に対して特殊車両の通行許可等を受けているのか確認すべきであったと考える。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>受注者に対して特殊車両使用の確認を行い、必要な場合は通行許可を正しく取得するよう指導を徹底することで、再発防止に努める。</p> <p>また、部内周知に加え、10区土木部関係会議で議題とし、知識の共有化を図ったところである。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>清田区土木部</p>
<p>監査委員の 指摘事項</p>	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(5) 道路維持除雪業務の写真を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市道路維持除雪業務委託仕様書」では、受託者は運搬排雪で使用するダンプトラックの積載量の確認について、作業日毎に1回、雪を積載した状態で写真を撮影し、写真管理をすることが定められている。</p> <p>今回監査した道路維持除雪業務において、作業日初日に写真を撮影する際、黒板の日付を書換えて同一被写体を複数枚撮影し、その後の作業時の写真として使用している事例がみられた。</p> <p>受託者の行為は不適切であるが、受託者から提出された写真が適正なものであるのか、発注者が十分確認せずに受理していたことも原因であると考えられる。</p> <p>今後は、このようなことがないように、受託者から提出された写真が適正なものであるか確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受託者への指導に努められたい。</p>
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>運搬排雪作業における現場管理及び写真管理を適切に行うよう受注者へ厳格に指導するとともに、担当者には提出書類の確認を徹底させることで、再発防止に努める。</p> <p>また、本件について、類似事案の対応に活かしてもらおうよう、他区土木部や建設局雪対策室に対して関係会議の議題として情報提供を行ったところである。</p>	

別紙

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項 / 2 工事監理 / (6)道路上の作業を安全に実施すべきもの</p> <p>「道路交通法」では、道路において工事をしようとする請負人は、工事場所を管轄する警察署長の道路使用許可を受けなければならないと定められており、許可条件として、必要な保安施設の配置方法について記載されている。</p> <p>今回監査した土木工事において、管轄する警察署長の許可は受けていたが、許可条件どおりに保安施設を配置しなかったため、現場労働者の安全等が確保されていない状態で舗装作業が行われている事例がみられた。</p> <p>受注者の安全管理に対する認識不足や作業効率を優先したことが原因と考えられる。</p> <p>こうした作業は、事故の発生に繋がる懸念され、ひとたび事故が発生すると、人命に関わること、社会的影響が大きいことから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じるとともに、受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の指摘を受け、即時的な一次対応として先ず部内で情報共有を行うとともに当該受注者に口頭で不適切な安全管理体制の注意及び再発防止の徹底指示を行った。</p> <p>二次対応として南区土木部で今年度契約済の発注工事受注者に注意喚起を行い、現場代理人を対象とした安全講習会において本事例を示した上で、注意喚起・安全対策の徹底を直接呼びかけた。（南区災害防止協力会現場代理人安全講習会）</p> <p>さらに、工事担当係長会議など各種会議を通じた全庁的な情報共有を行った。</p> <p>また、現在は主に以下の3項目を継続的に実施することで再発防止に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工前の工事安全管理現場委員会等における、本事例を踏まえた施工条件の順守徹底の指導 ・ 施工中の工事安全パトロールにおける施工状況の確認・指導 ・ 施工期間を通して工事主任による現地立会等における安全確認・指導の徹底に加えて、各担当者の外勤時における相互の注視等 	
監査対象	豊平区土木部

別紙

監査委員の 指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 設計変更手続きを適正に行うべきもの</p> <p>工事の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合には、工事主任は「札幌市工事施行規程」に基づき、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書により上司に報告し、今後の措置について指示を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した土木工事において、当該報告書が適時に提出されず、上司の指示を事前に受けないまま、変更工事が行われている事例がみられた。</p> <p>職員の当該規程に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>規程に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後は、このようなことがないように、関係規程を確認し、再発防止に向けた取組を講じて、適正な工事事務に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>制度の重要性を十分に理解し、設計変更等を適切に行うための手続きやルールの再確認を行い、工事主任、工事員及び係長などの関係者により、会議や日常的な声かけなどでコミュニケーションを取りながら進捗状況の確認、共有を図り再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、本事例は部内周知のほか、各種会議を通じて関係部署に情報共有を行っている。</p>	

別紙

2 意見（要望）事項に対する対応（令和5年度監査報告第3号に掲載された意見（要望）事項に係るもの）

(1) 令和5年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	水道局総務部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／1 遅延損害金の徴収について 納入期限までに水道料金が支払われなかった場合、債務者に対し民法に基づく遅延損害金の請求が可能とされており、法的手続きに移行した債務者に対してのみ慣例的に遅延損害金を請求している。 公平性の観点から、遅延損害金を請求する場合にはその取扱いを明確にされるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>法的手続きに移行した場合に遅延損害金を請求することについては、水道局で定めたマニュアルに基づき実施している事務である。</p> <p>引き続き、法的手続きに移行した場合に限らず遅延損害金を請求する場合は、取扱いを明確にするよう努めていく。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／2 印刷物の発注方法の見直しについて 様式の印刷において、年に複数回、特定随意契約（小額）で同一事業者と契約している事例がみられた。 保管スペースがなくやむを得ず保管可能な数量に分けて発注したとのことであるが、一度の発注で納品時期を複数回とする契約も可能である。まとめて発注した場合には特定随意契約（小額）以外の契約方法となり、競争性や透明性が確保できるとともに、事務の効率化も期待できることから、契約方法の見直しについて検討されるよう要望する。
<p>《意見（要望）事項に対する対応》</p> <p>当該業務は、毎年発注する業務であることから、契約方法を見直して次年度より、公開見積合せで、納品時期を複数回とする発注を行うこととし、所定の手順を踏まえ適正な事務執行に努めるようにした。</p> <p>また、契約事務に係る関係法令等を熟読し、同じ誤りを行わないように、役職者会議等にて、事務処理を徹底するよう課内各係へ周知するとともに、印刷物の発注に係る計画表を作成し、課内で共有することとした。</p>	

監査対象	建設局総務部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見（要望）事項／3 調達する業務内容の精査について 各区土木センター自家用電気工作物保安管理業務について、自家用電気工作物（以下本項目において「工作物」という。）の更新予定等がない施設があるにもかかわらず、業務内容に対象となる9施設全ての分の工作物の設置又は変更に係る業務が含まれているのがみられた。

別紙

	<p>業務を受託しようとする者は、仕様書の業務内容により見積ることから、工作物の更新等の予定がない施設がある場合には、当該業務内容を精査すること等により契約金額について低減が見込まれるものである。</p> <p>このため、今後の仕様書作成に当たっては、経済性の観点から合理的な内容であるかどうかについても、検討されることを要望する。</p>
--	--

《意見（要望）事項に対する対応》

現状の仕様は、予め判明している自家用電気工作物（以下「工作物」という。）の計画的な更新の他、故障等による突発的な更新を想定し、本業務の対象である全9施設共通で工作物の設置又は変更の主務官庁への届出に係る業務を定めている。

このため、ご意見のとおり当該業務は、工作物の更新等の予定がない施設も含まれているため、次回以降の発注に際しては、更新等が予定されている施設のみとなるよう仕様を見直すこととする。

監査対象	中央区土木部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／4 契約に関する事務について</p> <p>役務契約において、仕様書により受託者に対し、履行確認等に必ずしも必要のない書類の提出を求めているものがみられた。</p> <p>確実な履行確認のために必要な範囲を超えた事項を仕様書に定めることは、受託者に過度な負担を求めるものであり、委託者も余計な確認事務を行う必要が生じることから、双方にとって非効率である。</p> <p>今後の仕様書作成に当たっては、効率性、有効性の観点から合理的な内容であるか否かについても、検討されることを要望する。</p>

《意見（要望）事項に対する対応》

今後の業務の発注に際しては、必要な履行確認の内容を把握したうえで、仕様書の見直しを行うこととし、効率性、有効性の観点から実態に即した合理的な内容となるように精査していきたい。

監査対象	総務局行政部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／5 役務契約に関する事務について</p> <p>行政事務センター運営業務について、委託可能かつ軽易な業務を一括して集中的に行い、より必要性の高い業務に人的リソースを振り向け、市民サービスの維持・向上を図ることを目的としており、札幌市において、当センターが担う役割は少なくない。</p> <p>当該業務については、仕様上、センターで実施する追加業務の提案を受け、札幌市が追加業務として決定したものは、当初の契約を改定することにより追加契約することとしている。また、改定後の契約額の決定に際しては、あらかじめ委託者にて改定後の契約上限額を定めるなどの措置もとられている。</p> <p>しかし、契約上限額の算定に当たり、基準となる単価等が市況</p>

別紙

	<p>に見合っているかなど、透明性を担保する措置として、より詳細な検証が必要ではないかと考える。</p> <p>当該業務の更なる拡充が進む中、より合理的な歩掛や単価に基づく客観的な積算は重要性を増すことから、契約の透明性の確保に向け積算に一層留意されることを要望する。</p>
--	--

《意見（要望）事項に対する対応》

契約改定における契約上限額の算定にあたって、受託者からの参考見積書のほか、確認した工程や件数、作業時間などを積算根拠として金額の妥当性を検証した。引き続き、契約の透明性の確保に向けた取組を実施する。

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／6 委託先の選定について</p> <p>長期間にわたり委託先が変更されずに、随意契約による契約を継続しているものがみられた。受託者以外に業務実施が可能でその受託を希望する業者が存在しないのであれば問題はないが、そうした業者が存在するか否かの確認が長期間行われていなかった。</p> <p>今後は、第三者の評価に耐え得るよう、新規業者の参入や業務内容の工夫等により競争性を担保することができないか、継続的に検証するよう要望する。</p>

《意見（要望）事項に対する対応》

監査委員の意見（要望）事項を踏まえ、新規業者の参入や業務内容の工夫等により、競争性を担保することができないか等検証することとする。

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見（要望）事項／7 改定契約の時期について</p> <p>契約期間中に業務の追加の仕様変更が生じ、直ちに契約期間の延長等の改定契約を締結すべきところ、契約期間満了日直前（10日前）になって改定契約を締結しているものがみられた。</p> <p>契約における設計変更は、当初想定し得なかった条件変更や制約が生じた場合に一定の範囲で対応するものである。</p> <p>今回は担当者が多くの案件を抱え錯綜する中で、新型コロナウイルス感染症にり患するなど、一定の事情があったことは理解できるが、今後は業務の進行管理を徹底したうえで、必要に応じて他の職員の応援を求めるなど、組織としての対応を図るよう努められたい。</p>

《意見（要望）事項に対する対応》

担当者が急遽不在・多忙となっても組織的な対応が図れるよう、業務の進捗に関する情報と設計変更手続等の業務履行に必要な資料を共有フォルダ内に常時保存し、他の職員でも事務処理が代行できるよう情報共有を図り再発防止に努めている。

監査対象	水道局給水部
------	--------

別紙

監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/8 水道賠償責任保険の契約手続きについて</p> <p>水道賠償責任保険の契約を、随意契約(性質又は目的が競争入札に適しない)で締結していたが、随意契約とする合理的理由かつ客観的根拠がなかった。</p> <p>契約事務は、公平性、透明性及び競争性の確保が求められることから、今後は法令に基づき適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>監査委員の意見を踏まえ、あらためて当該保険の性質及び目的を勘案した結果、競争入札に適しないものとは言い切れず、今後の契約については、競争入札により契約手続を進めることとする。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/9 自家用車の公用使用について</p> <p>災害時等に公務の一環として自家用車で現場等へ向かわせなければならない事態も想定し、職員に対して自家用車を敷地内に駐車することを認めている一方、自家用車を公用に使用する場合の取扱いを定めていない。</p> <p>災害など非常時の現場対応に自家用車を使用させるのであれば、その使用に係る規程等を整備されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>自家用車の公用使用に係る取扱いを定めることについては、利用基準や賠償責任保険のほか、旅費の支給や札幌市事故賠償等事務処理要綱との関係等、整理を要する事項について、職員間の公平性の確保や手続きの適正化などを図るため、市長部局における取扱いとの整合性に十分配慮する必要があることから、水道局としては、市長部局の動向を注視しつつ、慎重に検討していきたいと考えている。</p> <p>さしあたって、本意見を踏まえて、全局職員ならびに庁舎内の関係団体職員向けの文書を作成し、駐車要件について改めて周知を行った。今後も毎年要件の周知を行ってまいりたい。</p>	

監査対象	水道局総務部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項/10 厚別庁舎の取扱いについて</p> <p>厚別庁舎は、南部配水管理課厚別分室として使用していたが、令和2年9月に同分室が南部配水管理課に統合され、職員が移転したため、現在は同課の倉庫としての使用となっている。庁舎維持費に年間約400万円(令和4年度執行額)を要していることに鑑み、現状の使用が非効率なものとなっていないかを早急に検証し、庁舎の利活用方針等の検討を行うよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>今後の厚別庁舎利活用について、令和2年に検討した内容を踏まえ、改めて局内で検討を進めているところである。被災時の応援隊受け入れ場所や、重要</p>	

別紙

資料・図面の分散保管場所としての利活用等をはじめ、令和2～4年度において他局へ貸し付けた経緯もあることから、効率的な利活用について引き続き検討してまいりたい。

監査対象	建設局総務部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／11 公有財産の貸付料について 公有財産である土地を家庭菜園または花壇として貸し付ける際の貸付料は、鉄道用地を家庭菜園用地として貸し付ける場合の価格と同程度としている。</p> <p>しかし、その根拠は平成9年決裁の管財部管財課、用地部業務課、土木部河川課の3課合議による「公有財産規則第19条ただし書きを適用し別途定める貸付料及び広報への案内文掲載について」であり、相当な期間が経過していることから、現在でも経済性、有効性の面から妥当なのか、検討されることを要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>公有財産の貸付は規則等に則り適正に事務処理をしており、これまで貸し付けた相手方から金額の妥当性に関する問い合わせもなく円滑に契約締結に至っていたため、貸付料について検証する機会を設けていなかった。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり貸付料策定から相当期間経過していることから、公有財産の貸付制度を所管する(財)管財課に働きかけ、検証の必要性や方向性について関係所管課との協議を進めてまいりたい。</p>	

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／12 貯蔵品の管理について 貯蔵品の管理については、業者に委託し、劣化及び長期滞留しているものを毎年報告させている。貯蔵品の劣化の判断は、日本水道協会の検査基準等に基づく検査、給水部職員の現地調査などによるとのことだが、製造年及び保管状況が同じ状態の貯蔵品で、ほぼ同様の劣化と推測されるにもかかわらず、報告されているものとされていないものが複数みられ、その差異について判然としなかった。</p> <p>今後は、より適切で明確な貯蔵品の評価及び管理について検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>貯蔵品の保管については、地面に直置きしないよう木製パレットの上に乗せ、複数個を多段積みになっている。保管状態が同じように見える貯蔵品であっても、位置や段数が変われば、日光や風雨にさらされる表面積あるいは積雪の状況などが異なるため、同一年度に製造された同一の貯蔵品であっても、発錆の部位や劣化の速度が必ずしも同じにはならず、報告されているものとされていないものが生じている。</p> <p>そのような現場条件や自然環境を踏まえた上で、貯蔵品の劣化の判断は、「日本水道協会水道用ダクティル铸铁管検査施行要領」および「日本水道協会水道</p>	

別紙

用ダクタイトル鋳鉄異形管検査施行要領」に準拠し、外観、塗装の許容範囲、管厚の許容値に収まっているか（使用に耐え得るか）を定量的に評価している。

事務監査で意見があったことから、受託者に再度保管方法等について周知し、引続きキャップやブルーシートにより養生した適切な保管をする。

監査対象	水道局給水部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／13 劇物の取扱いについて</p> <p>札幌市水道局水質管理センター毒物・劇物等取扱要領(第6版)では、劇物の取扱いについて、使用の都度、重量を測定することの記載がなく、月1回の測定としており、記録簿には、使用時ごとの残量が記載されていなかった。</p> <p>しかしながら、事故及び盗難が発生した際には、発生前の残量の把握が重要である。他部局における劇物の管理において、使用の都度、使用量を記載し、残量を把握している。他都市においても、同様の事例がある。より安全に劇物を管理するには、残量を使用の都度、確認することが必要であり、他部局等の取扱いも踏まえ、要領等の改訂について検討されるよう要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>監査委員の意見を受け、劇物の取扱いについて改めて管理体制等や他部局・他の水道事業体の管理方法について確認した。</p> <p>○劇物の管理体制</p> <p>毒物及び劇物取締法第11条に則り、「札幌市水道局水質管理センター毒物・劇物等取扱要領(第6版)」(以下「要領」という。)を定め、劇物の盗難・紛失防止対策を実施している。具体的には専用保管庫で劇物を管理する。使用時以外は施錠を行い、専用保管庫の鍵を別の保管庫で管理する。さらに鍵の貸与を管理責任者(係長職)が行うこととしている。また施設全体を夜間、休日は施錠し、守衛による巡回監視を実施している。</p> <p>○劇物の保管状況</p> <p>劇物の保管状況について、要領のとおり専用保管庫内で保管されていることを確認した。また過剰な在庫を持っていないことも確認した。</p> <p>○劇物の管理状況</p> <p>劇物管理記録簿から、使用の都度、必要事項が記載され、管理責任者まで報告されていることを確認した。また月末に薬品管理担当者が確認(在庫本数及び開封済み試薬の重量測定)し、総括管理者(所長)まで報告されていることを確認した。</p> <p>○OJTについて</p> <p>本市は水道 GLP※の認証を受けており、初めて水質検査を実施する職員は検査項目ごとに経験者から教育訓練を受け、検査手法や使用する薬品類(劇物を含む)の取扱いについて指導を受け、記録しているが、今回改めて水質検査を担当する全職員について教育訓練が実施されていることを確認した。</p> <p>○他部局の劇物の管理方法について</p>	

別紙

本市で水質試験を実施している他部局（保健福祉局衛生研究所、下水道河川局処理施設課、環境局施設管理課）へ劇物の管理方法について照会したところ、1部局で重量による管理、2部局で当局と同じ在庫本数による管理であった。

○他の水道事業体の劇物の管理方法について

大都市水道事業体を中心に全国23水道事業体へ劇物の管理方法について照会したところ、3事業体で重量による管理、20事業体で本市と同じ在庫本数による管理であった。

以上、劇物の取扱いについて再確認を行ったところ、現段階で取扱いを変更する必要性が高いものとは判断できなかったことから、現状の管理方法を継続する。

ただし、劇物のより安全な管理のため、下記について実施を予定している。

○安全教育（研修）の実施

劇物を扱う職員に対し、通常実施している取扱いに関する教育・訓練に加え、事故及び盗難に対する責任やその影響について研修を実施し、安全管理の意識を醸成する。

なお、監査委員の意見を踏まえ、要領について精査した結果、「毒物の管理方法」については、既実践している管理方法を要領に追記・改訂し、引き続き適切に管理していく。

今後も劇物及び毒物の取扱いについて、制度改正や国、他都市の考え方を注視し、必要な対応をしていきたいと考えている。

※水道 GLP：水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略語で、水道の水質検査を実施する機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを第三者機関（社団法人日本水道協会）が客観的に判断、評価し認定する制度

監査対象	水道局総務部
監査委員の意見(要望)事項	第2 意見(要望)事項／14 営業車チケットの管理に関する事務について 未使用の営業車チケットについて、所在が確認できないものが見られた。誤って廃棄された可能性があるとのことであるが、今後はチケットの使用状況を適宜確認するなど適切に管理されるよう要望する。
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>局内通知により以下のことを周知することで、営業車チケットの適切な管理徹底を図った。</p> <p>(1) チケット交付の際は、チケット簿冊のチケット交付先記載表に交付月日及び使用者氏名を必ず記載すること。</p> <p>(2) 交付を受けたチケットを使用して営業車に乗車する必要がなくなったとき、使用者は直ちに所属係長に報告の上、当該チケット及びチケット控えを返納すること。</p>	

別紙

(3) 所属係長は、交付したチケット及びチケット控への返納状況を適宜確認すること。また、返納されたチケット及びチケット控は直ちにチケット使用簿に貼り付けるなど、紛失することの無いよう、適切な管理を徹底すること。

監査対象	総務局行政部
監査委員の意見(要望)事項	<p>第2 意見(要望)事項／15 所管する要領等の見直しについて</p> <p>「札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領」等に係る事務については、過去の監査でも不備が散見されており、所管する行政部の監査においても同様の状況がみられた。</p> <p>しかし、これらの不備の中には、営業車チケットにおける保管責任者印の押印やSAPICAのチャージ時における課長までの報告の漏れなど、要領等が事務の目的や管理の実情と乖離していることに起因すると思われるものも多くみられた。</p> <p>要領等は、札幌市職員が事務を執行するうえでの共通の取扱いを定めたものであり、全庁的に用いられているものであることから、事務の効率化や簡素化の観点からも、実情に即して見直されることを要望する。</p>
<p>《意見(要望)事項に対する対応》</p> <p>タクシーチケットやSAPICAは、1回1回の使用金額が小さい場合もあるが、市役所の広範囲の職場で職員が日常的に使用するものであり、市民にとっても身近なものであるため、札幌市として市民の信頼を損なわない事務処理が求められていると考える。</p> <p>本要領の記載内容が管理の実情等と大きく乖離しているとまでは考えていないものの、職員が日常的に使用するものであるため、過度な事務負担になっていないかを検討し、市民の信頼と適正な事務負担の両立が図られるよう、令和6年4月1日に向けて、見直し検討作業を進めていく。</p>	